

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年五月七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十二月二日奈良県指令建第一一四―一一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十五日建第一〇五〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字森三三〇番一及び三三〇番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市東室一六八番地一

高谷三郎